

# 1 生活やサービスの相談窓口

## ○ 福祉事務所

福祉事務所は、心身に障害のある方に対して相談を受け、必要な援護や指導を行っています。専門の職員が福祉制度を活用し、障害者(児)がかかえる様々な問題の解決にあたっています。お気軽にご相談ください。

→ **窓口** 市役所分室増築棟1階 障害者福祉課 受付時間 8:30~17:15  
(年末年始・土日祝日を除く) TEL 21-1452 FAX 24-6066

## ○ 委託相談支援事業所

市から委託を受けた次の3事業所において、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の方やご家族からの相談を受けています。

### ● 総合福祉エリア相談支援事業所

東松山市松山2183 TEL 21-5570 FAX 25-3305

### ● 西部・比企地域支援センター

東松山市松葉町2-17-43 TEL 81-5310 FAX 81-5315

### ● 比企生活支援センター

東松山市若松町1-14-6 TEL 81-7145 FAX 81-7146

## ○ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

障害のある方に対し、最もふさわしいサービスを専門的な立場から総合的に相談・判定を行うところです。障害程度や自立支援医療(更生医療)給付などについて、医学的、心理学的及び機能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定を希望される方は、あらかじめ障害者福祉課へご連絡ください。

〈所在地〉 埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1  
TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

## ○ 川越児童相談所

18歳未満の児童の養育・発達に関する相談に応じます。また、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などそれぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

相談・判定を希望される方は、あらかじめ障害者福祉課へご連絡ください。

〈所在地〉 川越児童相談所 川越市宮元町33-1  
TEL 049-223-4152 FAX 049-224-5056

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

## ○ 障害を理由とする差別に関する相談窓口

障害者及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を以下の窓口で受け付けています。

なお、市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めており、障害を理由とする差別の解消を推進しています。

→ **窓口**

受付時間 下記いずれも、平日8：30～17：15

(1) 障害者福祉課 障害を理由とする差別全般

TEL 63-5032 FAX 24-6066

E-mail HMYO34@city.higashimatsuyama.lg.jp

(2) 人事課 市職員による障害を理由とする差別に関すること

TEL 21-1417 FAX 24-6123

E-mail HMYO06@city.higashimatsuyama.lg.jp

(3) 学校教育課 市立小・中学校職員による障害を理由とする差別に関すること

TEL 21-1429 FAX 23-7255

E-mail HMYO53@city.higashimatsuyama.lg.jp

## ○ 障害者虐待の窓口

平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、障害者福祉課内に東松山市障害者虐待防止センターを開設しています。障害者虐待防止法は、障害者を虐待しない、させないための法律です。障害者の家族を支援し、虐待を予防するための取組も定めています。

東松山市障害者虐待防止センターでは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行います。

→ **窓口**

(1) 東松山市障害者虐待防止センター（障害者福祉課内）

受付時間 平日8：30～17：15

TEL 0493-63-5032 FAX 0493-24-6066

(2) 埼玉県虐待通報ダイヤル

受付時間 24時間対応 TEL #7171

- 相談や通報・届出をした人の情報は守られます。
- 土日祝、夜間等や現に暴行があるなどの緊急時には警察署(110番)へ重篤な傷病がある場合は119番消防署へ通報してください。

## 2 障害者手帳の取得

障害者手帳は障害の種類によって、3種類（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）に分かれています。この冊子に記載されているさまざまな制度に申し込む時をはじめ、いろいろな場面で役立ちます。

### ○ 身体障害者手帳

身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、県知事から交付されるもので、さまざまな福祉サービスを利用する際に活用できます。

#### 〈障害の範囲及び等級〉

身体障害者手帳交付の対象となる障害は視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そして機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害で、その程度により1級から6級までに区分されます。

詳しくは、巻末の「身体障害者障害程度等級表（参考資料6）」をご覧ください。

#### 〈手帳の申請手続き（新規・再認定含む）〉

- ① 所定の診断書の用紙を障害者福祉課でお受け取りください。障害の種別によって診断書の用紙が異なりますので、窓口で障害の状態についてお伝えください。
- ② 診断書を作成できる医師は身体障害者福祉法で定められていますので、主治医にご相談いただき、指定医に作成を依頼してください。
- ③ 診断書が作成されましたら、下記〈申請の手続きに必要なもの〉をご持参の上、障害者福祉課で申請手続きをしてください。
- ④ 申請後、市から県へ認定依頼をします。

**※ 手帳交付には、申請から概ね2か月かかります。**

#### 〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 診断書（所定の様式に指定医が記入したもの）
- ② マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

#### 〈手帳の交付〉

県から市へ手帳が送付され次第、交付日を通知します。通知に記載された持ち物をご持参の上、障害者福祉課へお越しください。なお、本人が来られない場合は、ご家族がお越しください（その際はお越しになるご家族の身分証明もお持ちください）。

〈交付後の手続き〉

事 項	手続きに必要なもの				
	手帳	写真 (※1)	診断書	マイナ - 確認書類	本人確認 書類(※2)
障害程度の変更又は 新たに障害が生じた場合	○	○	○	○	▲
再認定を受ける時	○	○	○	○	▲
手帳をなくした時		○		○	▲
破損した時	○	○		○	▲
氏名又は住所が変わった時	○			○	▲
障害がなくなった時	○			○	▲
障害者本人が死亡した時	○				

※1 写真は縦4 cm×横3 cmのサイズでご用意ください。

※2 ▲はマイナンバーカードをお持ちでない場合、ご用意ください。

〈東松山市内の指定医〉

担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
視覚	いうち眼科	59-9295	箭弓町 3-5-14	井内 足輔
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	稲田 紀子
	みやざき眼科	22-4045	東平 932-3	宮崎 智成
聴覚・平衡・ そしゃく機能	榎本耳鼻咽喉科医院	22-3478	材木町 2-29	榎本 仁司 榎本 知恵
	高坂耳鼻咽喉科医院	35-5410	西本宿 1986	馬場 完仁 馬場 有加
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	小川 益
	深谷耳鼻咽喉科 クリニック	24-3387	石橋 1816-9	深谷 和正
平衡・ そしゃく機能	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	加藤 健吾
音声・言語	榎本耳鼻咽喉科医院	22-3478	材木町 2-29	榎本 仁司 榎本 知恵
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	加藤 修一
	高坂耳鼻咽喉科医院	35-5410	西本宿 1986	馬場 完仁 馬場 有加
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	小川 益
	深谷耳鼻咽喉科 クリニック	24-3387	石橋 1816-9	深谷 和正

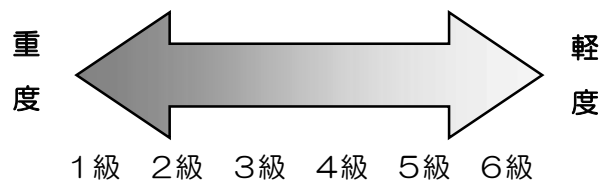
担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
音声・言語	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	加藤 健吾
肢体	河野整形外科内科 クリニック	22-8331	沢口町 8-6	河野 喜男
	河野医院	22-3056	松本町 1-5-20	河野 貴文
	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	高野 泰秀
				山里 将瑞
				古橋 照之
	かきぬま整形外科	21-5222	松葉町 4-8-3	柿沼 忍
	ハロークリニック	36-1086	大谷 1064	小出 博義
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	加藤 修一
				中村 小百合
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	長谷川 岳弘
				熊井戸 邦佳
				小澤 正宏
	大谷整形外科病院	24-5333	下野本 517	大谷 正
				大谷 洋
				大谷 崇裕
				佐藤 春輔
	むさし松山脳神経 外科クリニック	22-0071	本町 1-7-22	中山 利行
東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	杉山 聡	
			清水 学	
			白田 寛治	
			吉田 典史	
			田島 孝士	
			野村 恭一	
よしおか整形外科	25-5123	松山 2612-1	吉岡 茂	
東松山在宅診療所	81-6375	神明町 2-16-15	中尾 晃	
武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	加藤 健吾	
ぼうこう ・直腸	新井クリニック	35-5550	西本宿 1859-1	新井 稔明
	はせがわ泌尿器科 皮膚科クリニック	53-4355	日吉町 12-33	長谷川 了
	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	天野 邦彦

担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
ぼうこう ・直腸	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	岡田 典倫 平野 大作
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	鋤柄 稔 小澤 修太郎
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	清水 広久
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	小野里 航
呼吸器	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	朱 幸弘
	たなか内科・眼科 クリニック	23-1151	松葉町 4-8-3	田中 弘二
	河野医院	22-3056	松本町 1-5-20	河野 貴文
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	河村 俊明
心臓	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	荻野 達夫
				松本 万夫
				松本 貢一
				磯貝 京子
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	今井 嘉門
	東松山宏仁 クリニック	22-6111	材木町 12-5	石井 栄
シャローム病院	25-2979	松山 1496	松村 誠	
じん臓	東松山宏仁 クリニック	22-6111	材木町 12-5	石井 栄
	宏仁会高坂醫院	35-1331	西本宿 1759-1	山田 裕一
	シャローム病院	25-2979	松山 1496	鋤柄 稔
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	森野 正明
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	菅野 龍彦
				末吉 慶多
				高見 博弥
免疫	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	須賀原 裕一
肝臓	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	高野 泰秀 荻野 達夫
	新井クリニック	35-5550	西本宿 1859-1	新井 稔明
	埼玉成恵会病院	23-1221	石橋 1721	清水 広久

担当科目	医療機関名	電話	住所	指定医師名
肝臓	シャローム病院	25-2979	松山 1496	鋤 柄 稔
	東松山市立市民病院	24-6111	松山 2392	須賀原 裕一
	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	戸嶋 研一
小腸	武蔵嵐山病院	81-7700	上唐子 1312-1	小野里 航
	東松山医師会病院	22-2822	神明町 1-15-10	天野 邦彦

### 〈等級について〉

身体全体の状態を、障害の重さによって6段階の等級で区分されます。等級は、利用できるサービスの種類や内容の主な基準となります。



### 〈重複障害について〉

障害者手帳を交付後であっても、障害が1つでない場合は、診断書を用意することで2つ以上の障害を申請することができます。複数部位に障害が認められると、等級が上がる場合があります。該当する方は、障害者福祉課へご相談いただき、所定の診断書をお受け取りください。

→  障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

## ○ 療育手帳

知的障害のある方に対し、各種サービスや相談を受けやすくするために県知事が交付する手帳です。埼玉県では、障害の程度を㊤、A、B、Cのアルファベットで表示しています。

詳しくは、巻末の「知的障害者の等級（参考資料2）」をご覧ください。

### 〈手帳の申請手続き〉

- ① 下記〈申請の手続きに必要なもの〉をご持参の上、障害者福祉課で申請手続きをしてください。提出された申請書は、本人が18歳未満の場合は児童相談所へ、18歳以上の場合は埼玉県総合リハビリテーションセンターへ送付し、障害程度の判定を依頼します。
- ② 判定は、**面接**によって行います。面接の日時については、手帳の申請後、それぞれの相談所から直接又は障害者福祉課を経由してご家庭に連絡があります。

**※ 手帳の交付は判定から概ね2か月かかります。**

〈申請の手続きに必要なもの〉 ※印は18歳以上の場合のみ

- ① 母子健康手帳（※）      ② 小・中学校の通知表（※）
- ③ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

### 〈手帳の交付〉

県から市へ手帳が送付され次第、交付できる日を通知します。通知に記載された持ち物をご持参の上、障害者福祉課へお越しください。

なお、18歳未満で取得した手帳には有効期限があり、原則として3～5年ごとに再判定を行います。

### 〈交付後の手続き〉

事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	写真 (※1)	マイナンバー 確認書類	本人確認 書類(※2)
障害程度の変更が生じた場合	○	○	○	▲
再判定を受ける時	○	○	○	▲
手帳をなくした時		○	○	▲
破損した時	○	○	○	▲
氏名又は住所が変わった時	○		○	▲
手帳を必要としなくなった時	○		○	▲
障害者本人が死亡した時	○			

※1 写真は縦4cm×横3cmのサイズでご用意ください。

※2 ▲はマイナンバーカードをお持ちでない場合、ご用意ください。

→ 窓 障害者福祉課    TEL 21-1452    FAX 24-6066



## ○ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあることを認められた場合に、県知事から交付されるもので、各種サービスを受け、自立や社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

詳しくは、巻末の「精神障害者保健福祉手帳の障害等級（参考資料3）」をご覧ください。

### 〈手帳の申請手続き〉

- ① 所定の診断書の用紙を障害者福祉課窓口でお受け取りください。
- ② 医師に診断書の作成を依頼してください（ただし、精神障害を支給事由とする年金証書等での申請の場合は不要）。
- ③ 下記〈申請の手続きに必要なもの〉をご持参の上、障害者福祉課で申請手続きをしてください。自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請することも可能です。
- ④ 市から県へ認定依頼をします。

**※ 手帳の交付は申請から概ね2か月かかります。**

#### 〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 診断書（所定の様式） 又は  
精神障害を支給事由とする年金証書・直近の年金振込通知書の写し
- ② マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

※ 自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請する場合には、世帯全員の健康保険証が必要になります。 詳しくは P52 参照

### 〈手帳の交付〉

県から市へ手帳が送付され次第、交付日を通知します。通知に記載された持ち物をご持参の上、障害者福祉課へお越しください。なお、本人が来られない場合は、ご家族がお越しください（その際はお越しになるご家族の身分証明もお持ちください）。

郵送による手帳交付も承りますので、ご希望の方はご相談ください。

※ 手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要で、有効期限の3か月前から申請手続きを行うことができます。

〈交付後の手続き〉

事 項	手続きに必要なもの				
	手帳	写真 (※1)	診断書又は 年金証書・ 振込通知書の写し	マイナバ ー 確認書類	本人確認 書類(※2)
障害程度の変更が生じた場合	○	○	○	○	▲
更新もしくは再申請をする時	○	○	○	○	▲
手帳をなくした時		○		○	▲
破損した時	○	○		○	▲
氏名又は住所が変わった時	○			○	▲
手帳を必要としなくなった時	○			○	▲
障害者本人が死亡した時	○				
マイナンバーが変わった時				○	▲

※1 写真は縦4cm×横3cmのサイズでご用意ください。

※2 ▲はマイナンバーカードをお持ちでない場合、ご用意ください。

→ 窓口 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066



## ○ 日常生活用具の給付・貸与

重度障害者（児）・難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、重度障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行います。障害の種別、等級によって給付・貸与が異なります。

利用者負担は**1割負担**です。世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されています。ただし、障害者本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には給付・貸与の対象外となります。

原則、**在宅**の方が対象です。ただし、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、点字器、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭及びストマ用装具については、在宅でない障害者等であっても給付・貸与を受けることができます(下記一覧表対象者内☆)。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

### 〈申請から給付・貸与までの流れ〉

- ① 障害者福祉課へ相談してください。対象になるかどうかお調べします。
- ② 見積書などを取り寄せて、障害者福祉課へ申請してください。その後、市から申請者と業者に給付決定通知を送付し、業者には給付券を併せて送付します。
- ③ 業者が本人に品物を納入し、受け取ったら給付券に署名又は記名押印してください。自己負担（1割）及び超過額のある方は業者へお支払いください。
- ④ 業者が市へ代金を請求し、市は業者へ支払いをします。

※ 申請書は、東松山市ホームページからダウンロードすることもできます。

### 〈申請の手続きに必要なもの〉

- ① 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか
- ② 見積書
- ③ マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料（参考資料4を参照））

## ●視覚障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者（ <u>視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	41,000円	6年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者（音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なもの）	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者 <u>（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</u>	18,000円	5年
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの <u>（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</u>	9,000円	5年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	7,000円	10年
視覚障害児・者用誘導装置	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	視覚障害児・者のうち、音声による誘導を必要とするもの	56,000円	6年
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの ☆	198,000円	8年
点字図書	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字図書価格	—
点字タイプライター	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	63,100円	5年
点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害の程度が2級以上の者であって、必要と認められるもの。ただし、点字を使用できる者に限る	383,500円	6年
点字器	標準型 A：32マス18行、 両面書真鍮板製 B：32マス18行、 両面書プラスチック製	視覚障害2級以上の身体障害児・者で原則として学齢児以上のもの ☆	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円	7年
	携帯用 A：32マス4行、 片面書アルミニウム製 B：32マス12行 片面書プラスチック製		携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び該当方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が安易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の身体障害児・者であって、原則として学齢児以上のもの	99,800 円	6 年
情報・通信支援用具	視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフトなど情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用する際に必要な周辺機器又はソフトウェア	視覚の障害が 2 級以上の身体障害児・者で情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用により社会参加が見込まれるもので、原則として学齢児以上のもの	100,000 円	6 年
地デジ対応ラジオ	地上波デジタル放送の受信が可能なもの	視覚障害児・者であって原則として学齢児以上のもの	28,500 円	5 年
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	視覚障害児・者であって、原則として学齢児以上	—	—
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—

### ●聴覚障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が 2 級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500 円	8 年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が 2 級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700 円	8 年
聴覚障害者用屋内信号装置	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの	聴覚障害 2 級以上の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	87,400 円	10 年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
携帯用 信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	聴覚障害児・者のうち、視覚又は触覚によらなければ呼び出し等に応じることができないもの	18,000円	10年
文字放送 ラジオ	FM文字多重放送の受信が可能なもの	聴覚障害児・者のうち、文字による情報を必要とするもの	23,000円	5年
聴覚障害者用 通信装置	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	71,000円	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	88,900円	6年
福祉電話 （貸与）	障害者が容易に使用しうるもの	難聴者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	—	—
ファックス （貸与）	障害者が容易に使用し得るもの	聴覚障害3級以上の身体障害者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもので、電話（難聴者用電話を含む）による意思疎通等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	—

### ●音声・言語障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
人工喉頭	笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出により、音声・言語機能を喪失した障害児・者 ☆	笛式 5,150円	4年
			電動式 72,203円	5年
携帯用 会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害児・者。原則として学齢児以上のもの ☆	98,800円	5年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
聴覚障害者用通信装置	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの	発声・発語に著しい障害を有する者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	71,000円	5年
ファックス（貸与）	障害者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもので、電話（難聴者用電話を含む）による意思疎通等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	—

### ●平衡機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
T字状・棒状のつえ	歩行の補助杖となるもの	平衡機能に障害を有する身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	木製 2,266円 軽金属製 3,090円	3年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	平衡機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	60,000円	8年

### ●上肢機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	肢体不自由児・者で、頻繁に転倒するもの ☆	A スポンジ、革が主材料 12,768円 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 30,870円	3年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、 <u>取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</u>	上肢障害2級以上の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	便座型 122,800円 便座一体型 151,200円	8年



品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
情報・通信支援用具	上肢不自由者のインテリキー、ジョイスティックなど情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用する際に必要な周辺機器又はソフトウェア	上肢の障害が2級以上の身体障害児・者で情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用により社会参加が見込まれるもので、原則として学齢児以上のもの	100,000円	6年
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	肢体不自由児・者であって、発声、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの ☆	98,800円	5年
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—

●下肢・体幹機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	154,000円	8年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの。下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)の身体障害者	19,600円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者)の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	67,000円	5年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に介護を要する者）の身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	82,400円	5年
体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者）の身体障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	15,000円	5年
移動用リフト	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害の身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	159,000円	4年
訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるものとする	下肢又は体幹機能の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの（ <u>児のみ</u> ）	33,100円	5年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの（ <u>児のみ</u> ）	159,200円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動・座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介護を必要とする下肢又は体幹機能の身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	90,000円	8年
便器	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	ア 下肢又は体幹の障害の程度が2級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの（ <u>児のみ</u> ） イ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	手すり有り 9,850円 手すり無し 4,450円	8年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	肢体不自由児・者で、頻繁に転倒するもの ☆	A スポンジ、革が主材料 12,768円 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 30,870円	3年
T字状・棒状のつえ	歩行の補助杖となるもの	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	木製 2,266円 軽金属製 3,090円	3年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	15,500円	8年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	60,000円	8年
携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	肢体不自由児・者であって、発声、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの ☆	98,800円	5年
紙おむつ	3歳以上で右記のいずれかに該当する障害児・者は、ストマ用装具に代えて紙おむつを給付することができる	ア 先天性疾患(先天性鎖肛門を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの ☆	12,000円/月	—
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上のもので、学齢児以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢2級以上の者	200,000円	原則1回
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—

●内部機能障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体上の障害の程度が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
ネブライザー	身体障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児・者で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められるもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児・者又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められる者	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車(カート)	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	17,000円	10年
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害児・者で、原則として3歳以上のもの	51,500円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能障害の身体障害児・者	157,500円	5年
ストマ用装具(消化器系・尿路系)	ストマ用装具(消化器系) ストマ用装具(尿路系)	ストマ造設児・者のうち、膀胱又は直腸機能障害による身体障害者手帳を所持している児・者 ☆	(消化器系) 8,858円/月 (尿路系) 11,639円/月	—
紙おむつ	3歳以上であって、右記のいずれかに該当する障害児・者は、ストマ用装具に代えて紙おむつを給付することができる	ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛門を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便障害のある者で、紙おむつを必要とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難なもの ☆	12,000円/月	—

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
福祉電話 (貸与)	障害者が容易に使用し得るもの	外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	—	—

●知的障害者向け用具

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	重度又は最重度の知的障害児・者	19,600円	5年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	知的障害児・者若しくは精神障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの ☆	A スポンジ、革が主材料 12,768円 B スポンジ、革、プラスチックが主材料 30,870円	3年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介助している者が容易に使用し得るもの。ただし、 <u>取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</u>	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な重度又は最重度の知的障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	便座型 122,800円 便座一体型 151,200円	8年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	重度又は最重度の知的障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	重度又は最重度の知的障害児・者（ <u>障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	28,700円	8年
電磁調理器	知的障害児・者が容易に使用し得るもの	重度又は最重度の知的障害児・者で、18歳以上のもの	41,000円	6年

●難病・その他状態によるもの

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある難病患者等	154,000円	8年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある難病患者等	19,600円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない難病患者等	67,000円	5年
体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	15,000円	5年
移動用リフト	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として3歳以上のもの	159,000円	4年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	159,200円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動・座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を必要とする難病患者等で、原則として3歳以上のもの	90,000円	8年
便器	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	常時介助を要する難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	手すり有り 9,850円 手すり無し 4,450円	8年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、 <u>設置に当たり住宅改修を伴うものを除く</u> ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	下肢が不自由なため家庭内の移動等において介助を必要とする難病患者等で、原則として3歳以上のもの	60,000円	8年
特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、 <u>取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</u>	上肢機能に障害のある難病患者等で、原則として学齢児以上のもの	便座型 122,800円 便座一体型 151,200円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（ <u>難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</u> ）	28,700円	8年
ネブライザー	身体障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある難病患者等	36,000円	5年

品目	性能	対象者	基準額	耐用年数
電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある難病患者等	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車(カート)	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	17,000円	10年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	157,500円	5年
トイレチェア	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	頸髄損傷により、通常の便座上で座位を保てない者	81,000円	8年
車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	常時車椅子を使用する身体障害児・者	260,000円	15年
福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用しうるもの	難聴者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	—
収尿器	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの ラテックス製又はゴム製 女性用 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	せき髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病により排尿障害がある児・者	男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円 女性用 普通型 8,755円 簡易型 6,077円	1年
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、学齢児以上のもの	200,000円	原則1回

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

〈種目〉 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ネブライザー、ストマ用装具(消化器系・尿路系)、人工鼻

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

○ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入・修理費用の一部助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入・修理費用の一部を助成します。

補聴器の種類ごとに設定される基準価格と、補聴器の購入・修理費を比較して、いずれか少ない方の金額の3分の2の額（1,000円未満切捨て）を助成します。

ただし、同一世帯に市町村民税所得割の額が46万円以上の方がいる場合や、労働者災害補償保険法やその他の法令の規定に基づく補聴器購入・修理費用の助成を受けている場合には助成の対象外となります。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

〈対象者〉 次の全てに該当する18歳未満の方

- ① 市内に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳の交付対象にならない方（身体障害者福祉法別表第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないと認められる方）
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する方

補聴器の種類	1台当たりの基準額	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600円※1	原則5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円※1	原則5年
高度難聴用ポケット型	50,600円※1	原則5年
高度難聴用耳かけ型	52,900円※1	原則5年
重度難聴用ポケット型	64,800円※1	原則5年
重度難聴用耳かけ型	76,300円※1	原則5年
耳あな型（レディメイド）	96,000円	原則5年
耳穴型（オーダーメイド）	137,000円	原則5年
骨導式ポケット型	70,100円	原則5年
骨導式眼鏡型 （骨伝導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できない場合に、補聴効果が認められ装用する軟骨伝導式補聴器を含む）	127,200円※2	原則5年
FM型補聴システム（一式）FM型受信機	92,000円	原則5年
FM型補聴システム（一式）ワイヤレスマイク	128,000円	原則5年
FM型補聴システム（一式）オーディオシュー	5,000円	原則5年

※1 イヤーモールドを必要としない場合は、基準額から9,000円を除く

※2 平面レンズを必要としない場合は、基準額から一枚につき3,600円を除く

→  障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066



## ○ 車椅子の無料貸し出し

障害のある方に限らず、事故・病気等により、日常生活で車椅子を必要とする方に車椅子の貸し出しを無料で行っています。あらかじめご連絡ください。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066  
東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

## ○ 配食サービス

食生活の改善と健康増進を図るため、栄養バランスに配慮した食事を自宅に届けるサービスです。また、配達の際に安否確認を行います。

〈対象者〉体力の低下などにより、買い物や調理が困難な次のいずれかに該当する方

- ② 65歳以上のひとり暮らしの方
- ③ 65歳以上の高齢者世帯の方
- ④ 65歳以上の高齢者を含む世帯の方（当該世帯中の65歳未満の方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合）
- ⑤ 60歳以上65歳未満の方で構成される世帯の方（当該世帯中のすべての方が、③に掲げる手帳のいずれかをお持ちの場合）

〈費用負担〉 一食400円（ごはん付き） / 一食350円（おかずのみ）

※ 治療食を希望する場合、上記金額に別途追加料金がかかります。

→ **窓口** 高齢介護課 TEL 21-1406 FAX 22-7731

## ○ あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）

見守り、日常生活上の手続き援助や金銭管理など、一人で生活していくには不安がある方が安心した生活を送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、援助をします。

〈対象者〉

物忘れなどのある高齢者、知的障害または精神障害のある方などで、一人で生活していくには不安がある方

〈内 容〉

- ① 福祉サービス利用の手続き、書類の整理など
- ② 日常生活に必要な事務手続きの援助など
- ③ 公共料金の支払いや生活費のお届けなど、必要な金銭の出し入れに関する援助
- ④ 預金通帳など大切な書類を、自分で保管することが困難な場合のお預かり

※ ④は、①～③の利用者のみ

〈利用料金〉

- ・ 上記①～③は、1回1時間まで 1,200円（通帳預かりがある時は 1,600円）、以降30分ごとに400円が加算
- ・ 上記④については、基本料 2,000円（1年間） 利用料 500円（1か月）

※ 契約するまでのご相談や支援計画の作成は、無料です。

→ **窓口** 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898

## ○ 成年後見制度に関する相談

成年後見制度に関する説明や申立て手続きのお手伝い、専門職の紹介等を無料で行っています。

### 〈内 容〉

- ・生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じ、成年後見制度の利用の必要性について検討します。
- ・成年後見制度が必要な方やその家族等に申立ての説明や支援を行います。
- ・必要な専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）に繋ぐ支援をします。

→ **窓口** 東松山市成年後見センター 東松山市松本町1-7-8 市民福祉センター内  
TEL 59-5670 FAX 59-5066

## ○ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や障害のために判断能力が不十分な状態にある方が、契約や財産の管理において不利益を被らないよう保護し、支援する制度です。

成年後見制度を利用しようとしている方のうち、申立てを行うべき親族がいない方や、現在利用している方のうち、助成を受けなければ成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対する支援を行います。

### 〈対象者〉

市内に住所を有する方で、重度の認知症、知的障害または精神障害により判断能力が十分でなく、2親等以内に申立てを行うべき親族がいない方、又は助成を受けなければ成年後見人等への報酬の支払いが困難な方

### 〈内容〉

#### ① 市長審判の申立て

市長による審判申立ての手続きを行います。

#### ② 成年後見人等への報酬の助成

月額 28,000 円（施設入所者や入院期間が1年以上の者は 18,000 円）を上限に、成年後見人等への報酬を助成します。

→ **窓口** 障害者福祉課 TEL 21-1452 FAX 24-6066

## ○ ボランティアセンター

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成や活動先、受入先の連絡調整、ボランティア保険の加入手続き、ボランティア情報の発信などを行っています。

→ **窓口** 東松山市社会福祉協議会 TEL 23-1251 FAX 23-8898